

1. 経営発展計画を作成する際の留意点

- ① 自身が補助対象者の要件に該当するか、[公募要領 第2. 補助対象者]をよく確認してください。
- ② 計画に記載する取組が補助対象経費に該当するか、[公募要領 第3. 補助対象経費等]をよく確認してください。
- ③ 市町村への経営発展計画提出の際、必要書類に漏れが無いようにしてください。

<市町村への提出書類一覧>

	申請書類及び添付書類	注意点
	経営発展計画 様式第2号	必須書類
	【申請者が個人事業主の場合(実施要綱別記1第1の3の(1)に該当する場合)】	
添付書類	個人事業の開業・廃業等届出書(写し)	税務申告書類 ・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること。 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。
	・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表(写し) ・継承時点の所得稅青色申告決算書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者の先代事業者分) ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	所得税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者分) ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	家族経営協定(写し)	任意様式 必須書類(家族農業経営の場合) (注)経営に関する主宰権の移譲を受けた後に締結・更新されていること。
	【申請者が法人の場合(実施要綱別記1第1の3の(2)に該当する場合)】	
添付書類	履歴事項全部証明書(写し)	登記事項証明書 任意組織以外の場合
	定款又は組織及び運営についての規約(写し)	任意様式 任意組織の場合
	・継承時点の法人税確定申告書別表一(写し) ・継承時点の損益計算書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	法人税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類 ・先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化をし、法人税法第122条第1項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	【申請者が飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合】	
添付	都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況が確認できる書類	任意様式 該当する場合は必須書類
	【経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェックを入れた場合】	
添付	環境負荷低減事業活動実施計画の認定証(写し)	任意様式 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定証 ・事業実施年度に同計画の認定を受ける見込みがあることが確認できる書類
	【配分基準表の「就業環境の改善の取組」で加算する場合】	
添付	就業規則又はこれに準ずるもの	任意様式 ・就業規則等、「就業環境の改善の取組」で定めている項目が確認できる書類 ・該当する場合は必須書類
添付	経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト	様式第12号 必須書類

<【参考】採択後の提出書類>

申請書類及び添付書類	注意点
環境負荷低減のチェックシート(農業経営体・畜産経営体向け) 様式第20-①又は②号	必須書類